

「就学援助」および「特別支援教育就学奨励費」の 認定結果に誤りがありました。 対象の方には後日、支給を行います。

就学援助および特別支援教育就学奨励費の認定処理システムの設定で、令和3年度から適用された税制改正の内容の一部が反映されておらず、申請者のうち一部の方について認定結果（不認定及び支給額）に誤りがあることが判明しました。

該当となる方については、支給額の確認作業が終わり次第、速やかに支給を行います。

【概要】

認定結果を決定する際の収入額の算定において、令和3年度から適用された税制改正を受けて所得額から一部を控除して算定すべきところ、システム設定上の誤りにより、令和3年度および令和4年度申請者のうち、一部の方について所得の控除がされていないことから、誤った認定結果となっていることが判明しました。

【該当者】

1. 就学援助

- (1) 該当者数：46 人
- (2) 対象支給額：合計約 440 万円（概算）

2. 特別支援教育就学奨励費

- (1) 該当者数：14 人
- (2) 対象支給額：合計約 16 万円（概算）

※対象支給額については、保護者等が負担した経費の確認が必要となるため、現時点では一人あたりの年間平均支給額を基に算出しています。

【今後の対応】

- 1. 対象となる方に対し、文書にてお詫びするとともに、今後の支給についてご説明いたします。
- 2. 学校に保護者等が負担した経費の調査を行い、支給金額が確定次第、速やかに支給を行います。
- 3. 再発防止策として、制度改正等がある場合は、改正の情報を複数の職員で確認するとともに、事務処理の取扱いについて所属長まで確実に情報共有を図ります。

本件についてのお問い合わせ先
教育委員会 学校教育課：岡田
電話：0256-77-8211（直通）